

**防災情報発信高度化事業災害対策本部図上訓練等企画・運営等支援業務委託
の審査基準等**

1 審査方法

審査委員が、決められた審査項目について、提案者から提出された企画提案書等の提出書類により審査を行う。審査結果に基づき、最も優れた提案者（業務委託予定者）と次点者を特定し、業務委託契約に向けた協議を行う。

なお、提案者が1社のみの場合は、審査員5人の総得点が300点（6割）以上の場合のみ、業務委託契約に向けた協議を行う。

2 審査員（予定）

福島県災害対策課、危機管理課、土木企画課から計5名

3 審査基準等

(1) 審査基準

審査委員は、企画提案書等について次の審査項目について評価し、当該評価を点数化する。

なお、点数化については審査基準等（2）評価点数の採点基準による。

審査項目	審査基準	評価点数 (配点)	加算 倍率	配点 (加算後)
1 全体	・目的、趣旨を理解しているか	1～5	×4	20
2 企画内容	・目的達成に十分な内容か ・本県の特性を踏まえた内容か ・専門的見地やノウハウが活用されているか	1～5	×5	25
3 追加提案	・追加提案があるか ・魅力的な内容か	0～5	×4	20
4 費用対効果	・費用対効果の程度	1～5	×3	15
5 業務実施体制	・実施体制、実施工程は適当か	1～5	×4	20

総得点 100点満点

(2) 評価点数の採点基準

- 「5」 → 特に優れている
- 「4」 → やや優れている
- 「3」 → ふつう
- 「2」 → やや劣る
- 「1」 → 特に劣る
- 「0」 → 提案なし